

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律のポイント

沖縄振興とは？

内閣府では、沖縄の様々な特殊事情に鑑み、国の責務として沖縄振興に取り組んでいます。

具体的には、内閣総理大臣が沖縄振興基本方針を策定し、これに基づき沖縄県知事が沖縄振興計画を策定するとともに、様々な特別措置を講じています。例えば、公共事業への高率補助を行っており、道路や港湾等の各種インフラ整備に大きな役割を果たしています。また、一括交付金や特区・地域における税制優遇措置等を通じて地元の取組を支援しています。

こうした特別措置により、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目指しています。

法律の概要

全国最下位の水準にある一人当たり県民所得など、沖縄の特殊事情に起因する課題が引き続き存在すること等を踏まえ、沖縄法等の有効期限を延長するとともに、関係法律について必要な改正を行いました。本年4月1日から施行されています。

以下、今回改正した沖振法、跡地利用特措法、沖縄公庫法、復帰特措法等について、順に改正のポイントを解説します。

沖縄の特殊事情と沖縄振興の仕組み

◆沖縄の特殊事情

- ・ **歴史的事情**：先の大戦における苛烈な戦禍。その後、四半世紀(27年間)に及ぶ米軍の占領・統治。
- ・ **地理的事情**：本土から遠隔。広大な海域(東西1,000km、南北400km)に多数の離島。
- ・ **社会的事情**：国土面積0.6%の県土に在日米軍専用施設・区域の70.3%が集中。
- ・ **自然的事情**：我が国でも稀な亜熱帯・海洋性気候。台風常襲・深刻な塩害等。

◆国の責務としての沖縄振興

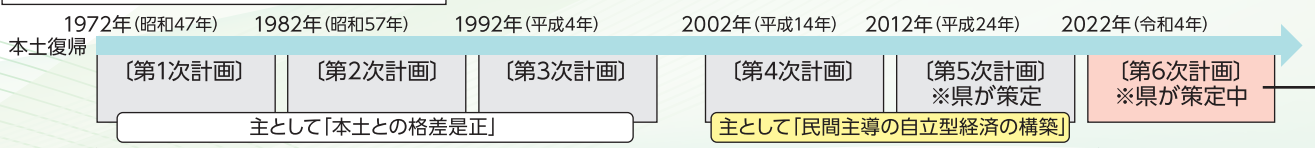
- **沖縄振興特別措置法**
(全会一致の特別立法)
- **沖縄振興基本方針**
(内閣総理大臣が策定)
- **沖縄振興計画**
(沖縄振興基本方針に基づき、沖縄県知事が策定)

- ・ **必置の特命担当大臣**
- ・ **内閣府沖縄担当部局**
(政策統括官、沖縄振興局)
- ・ **国の総合的な出先機関**
(沖縄総合事務局)
- ・ **全閣僚等から成る協議の場**
(沖縄政策協議会)
- ・ **国会における特別委員会**
(衆・沖縄及び北方問題に関する特別委員会
参・ODA等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会) など

- ・ 沖縄振興予算の内閣府への一括計上
- ・ 沖縄独自の一括交付金制度
- ・ 他に例を見ない高率補助(9/10等)
- ・ 各種特区制度、優遇税制
- ・ 沖縄振興開発金融公庫 など

◆沖縄振興計画による振興策

※令和4年4月14日現在



内閣府沖縄担当部局予算額(累計)：13.8兆円(令和4年度まで)

沖振法の改正

1. 特区・地域制度等

① 特区・地域制度(観光、情報通信、産業イノベーション、国際物流、経済金融)は、一定の地域内に存する事業者に対し、一定の要件のもと、課税の特例を付与する制度です。特区・地域制度は、関係企業の立地促進等に重要な役割を果たしてきましたが、産業の競争力強化や生産性の向上等の課題が引き続き存在しているところから、制度をこれまでに以上に効果的なものにしていくため、事業者が作成する措置実施計画※の制度を導入しました。これにより、産業の競争力の強化や生産性の向上など、沖縄の政策課題の解決を一層計画的かつ効果的に推進することを目指しています。

※措置実施計画には、事業者が実施する設備投資等の措置の内容、達成目標等を記載します。

②措置実施計画の認定を受けた事業者は、信用保証協会による保証限度額についての特例※
①や、中小企業投資育成株式会社の投資対象の特例※²等を受けられます。さらに、措置実施計画の措置が付加価値増、給与増等の一定の要件を満たす旨の主務大臣による確認を受けた場合には、課税の特例を受けることができます。

これらの特例をインセンティブとして、政策課題の解決に向けた事業者の取組を促していきます。

※1 通常の保証限度額とは別枠を設け、通常の限度額の満額を利用している中小企業であっても信用保証を受けることができる等の特例。

※2 資本金3億円以上の株式会社設立や株式等の発行の場合でも、中小企業投資育成株式会社の初回投資の対象とすることができるという特例。

③制度改正により、事業者に措置実施計画の作成等の新たな事務負担が生じることも踏まえ、必要な手続の簡素化・合理化等を通じた中小企業者の負担軽減や、中小企業者等への援助に係る努力義務を新設しました。

④沖縄型特定免税店制度について、オンライン購入にも対応していく必要があることから、オンライン購入の場合でも、免税を受けられることとしました。

⑤沖縄公庫は、業務の一環として、ベンチャー企業等、新たな事業を創出する事業者に支援を行っています。改正前の制度では、創業5年以内の事業者が同制度の対象であり、創業後5年超の事業者は、新規事業に乗り出した場合であっても対象外でした。そこで、創業後の年数に関わらず、事業の新規性が認められれば支援できるよう、出資対象を拡大しました。これにより、新規事業を積極的に推進する事業者の資金ニーズに一層応えられるようになり、付加価値の高い事業の創出を促進することができます。

沖縄振興関連税制（特区・地域制度）（令和4年度～令和6年度）

		観光地形成 促進地域	情報通信産業振興地域		産業イノベーション 促進地域	国際物流拠点 産業集積地域	経済金融活性化 特別地区
特区・地域の範囲		沖縄県全域	那覇市等 24市町村	那覇市等 5市村	沖縄県全域	那覇市等5市、 うるま・沖縄地区	名護市
国 税	①所得控除〔40%控除〕	—	—	○	—	○	○
	②投資税額控除 〔機械装置15% 建物等8% ※限度額あり、4年繰越可〕	○	○	○	○ 〔構築物 8%〕	○	○
	③特別償却 〔機械装置50% 建物等25% ※限度額あり〕	—	—	—	○ 〔機械装置34% 建物等 20% 構築物 20%〕	○	○
	④保税地域特例	—	—	—	—	○	—
	⑤エンジェル税制特例	—	—	—	—	—	○
地 方 税	⑥事業税、不動産取得税 固定資産税の減免	○	○	○	○	○	○
	⑦事業所税の軽減	○	○	○	○	○	—
対象施設又は対象事業		・スポーツ・レクリエーション施設 (テーマパーク等6施設) ・教養文化施設 (劇場等5施設) ・休養施設 (スパ施設等4施設) ・集会施設 (結婚式場等4施設) ・販売施設	・電気通信業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・インターネット付随サービス業	・データセンター ・情報通信機器 相互接続機器事業 ・受託開発ソフトウェア業 ・情報システム開発業 ・システムインテグレーションサービス業 ・組み込みソフトウェア業 ・パッケージソフトウェア業 ・バックアップセンター ・セキュリティデータセンター ・データベースサービス業 ・アプリケーションサービスプロバイダ ・セキュリティサービス業	・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・電気業 ・自然科学研究所 ・特定のガス供給業	(①の対象事業) ・製造業 ・倉庫業 ・倉庫業 ・特定の無店舗小売業 ・特定の機械等修理業 ・航空機整備業 (②③⑥⑦の対象事業) ①の対象事業に加えて 以下の事業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃貸業 (一定規模の貸倉庫) ※④は全事業対象	・金融関連産業 ・情報通信関連産業 ・観光関連産業 ・農業・水産養殖業 ・製造業等

※①～③の措置は、選択制。

2. 離島・北部地域の振興

① 離島・北部地域は、様々な条件不利性等を抱えていることを踏まえ、

・地域特性に応じた産業の振興
・移住・定住の促進
・雇用機会の拡充、教育振興、福祉増進、医療確保、生活環境整備等

に関する国・地方公共団体の努力義務を新設しました。こうした取組により不利性を克服し、沖縄の均衡ある発展を目指していきます。

② 離島が観光地として大きな魅力をもつことを踏まえ、観光客が滞在する離島旅館の新設・増設について、課税の特例制度が設けられています。今般の改正では、旅館施設の新設・増設に加え、改修（リノベーション等）した場合も課税特例を受けられることとしました。改修の促進により、観光の「質」を高め、宿泊単価を向上させることを目指していきます。



3. 各分野の政策課題への対応

沖縄の抱える政策課題に的確に対応していくため、以下の事項に関する国・地方公共団体の努力義務を新設しました。

・子供の貧困対策の推進

貧困の状況にある子供の教育に関する支援、その保護者への就労支援等の施策の充実に努めます。

・脱炭素社会の形成

エネルギーの使用の合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進等の施策の充実に努めます。

・デジタル社会の形成

情報通信技術を用いた情報の活用等による事業者の経営の効率化や事業の高度化、生産性の向上等の促進に努めます。

・人材の育成

沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に努めます。

・地域文化の振興

沖縄の多様な伝統文化の担い手の育成について、適切な措置が講ぜられるよう努めます。

4. 期限

法の有効期限を10年間延長（令和14年3月31日まで）するとともに、デジタル社会や脱炭素社会の進展など、沖縄を取り巻く変化に迅速に対応する必要性に鑑み、改正法の施行後5年以内に沖縄法の施行状況について検討し、その結果に基づいて所要の見直しを行うこととしました。

【参考1】 拠点返還地の概要

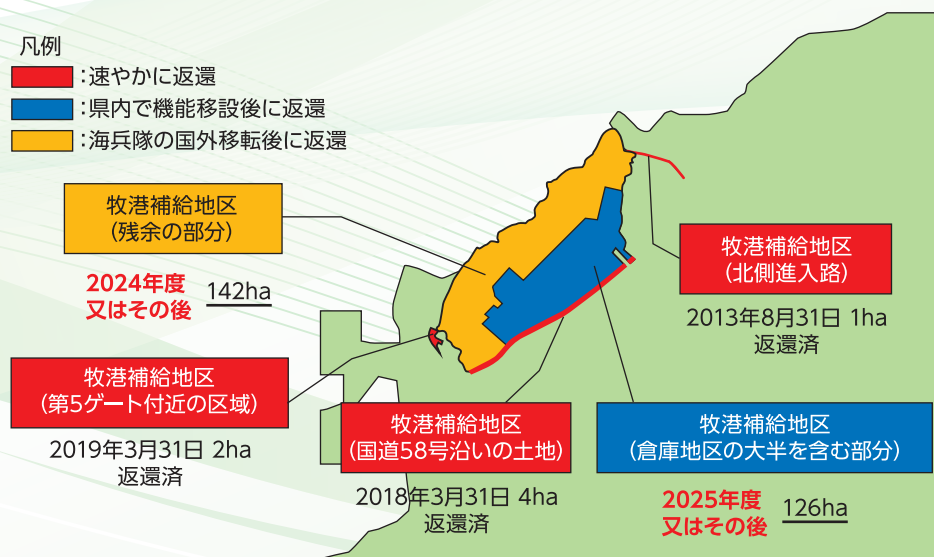
- ✓ 沖縄県の自立的な発展の拠点となる区域等について、JCにおける返還合意後に、内閣総理大臣が拠点返還地として指定
- ✓ 指定した拠点返還地において、国が取り組むべき方針を「国の取組方針」として策定

拠点返還地の面積	国の取組方針の策定
200ha以上	義務
200ha未満	可能（跡地利用推進協議会の協議による）

跡地利用特措法の改正

- ① 拠点返還地の指定要件を緩和し、日米安全保障協議委員会（SCC）で返還が合意された駐留軍用地が段階的に返還される場合は、合同委員会（JC）における返還合意前の区域も含め指定できる特例を創設しました。本特例に基づく拠点返還地の指定についても、その面積が200ha以上となる場合は、国の取組方針の策定が義務となります。
- ※ 特例による指定は、一体的な土地利用が見込まれ、相当部分についてJCで返還が合意されている場合、当該合意部分の返還後1年まで可能
- ② 法の期限を10年間延長しました。

【参考2】 牧港補給地区の返還見通し（統合計画）



沖縄公庫法等の改正

沖縄公庫の日本政策金融公庫への統合時期を10年間延長し※1、引き続き、地域に根差した政策金融機能を発揮し、コロナ禍における事業者支援に取り組みます。

また、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、沖縄公庫の駐留軍用地跡地に係る産業開発資金の貸付対象を拡大しました。具体的には、跡地において民間事業者が商業施設等を開発しようとする場合、自己所有方式による開発に加え、譲渡方式※2による開発も貸付対象に追加し、民間事業者の多様な開発手法へのニーズに応えられるようにしました。

※1 改正前行革推進法に基づき、沖縄公庫は、沖縄振興基本方針に係る計画期間（令和4年3月31日まで）経過後に、日本政策金融公庫に統合するものとされていきました。

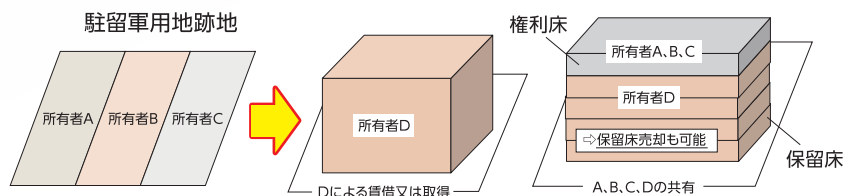
※2 事業者が新しい建物を建築する際、従前の土地所有者には新しい建物の所有権を付与した上、保留床部分を第三者に譲渡できるため、所有者が多数存在する駐留軍用地において有用なスキーム（下図参照）

復帰特別措置法の改正

① 沖縄の本土復帰に伴う激変緩和として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置について、今般、沖縄県の酒類製造業界より軽減措置からの卒業に向けた自発的な提言がなされたことを踏まえ、沖縄の酒類製造業者の自立的発展に向けた施策の一環として、数年かけて軽減措置を段階的に廃止することとしました。

② また、沖縄県の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を2年間延長しました。

現行制度で対応可能な事例 拡充で対応可能となる事例



【単式蒸留焼酎（泡盛）の軽減割合】

	前年度の泡盛の県内課税移出数量が1300kl超の製造者	前年度の泡盛の県内課税移出数量が200kl超1300kl以下の製造者	前年度の泡盛の県内課税移出数量が200kl以下の製造者
現行（～令和4年5月14日）	35%	35%	35%
令和4年5月15日～	35%	35%	35%
令和6年5月15日～	25%	30%	35%
令和8年5月15日～	15%	20%	35%
令和11年5月15日～	5%	10%	35%
令和14年5月15日～	—	—	—

その他の改正

沖縄科学技術大学院大学学園法の施行状況について、今後の同大学の成果や外部資金獲得状況等を踏まえつつ国が検討する時期を、おおむね5年ごととするなど、所要の改正を行いました。

【単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）の軽減割合】

現行（～令和4年5月14日）	20%
令和4年5月15日～	20%
令和5年10月1日（ビール類税率見直し）～	15%
令和8年10月1日（ビール類税率統一）～	—

本法律に関する詳細については、内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）室までお問い合わせ下さい。
電話：03-6257-1683（直通）